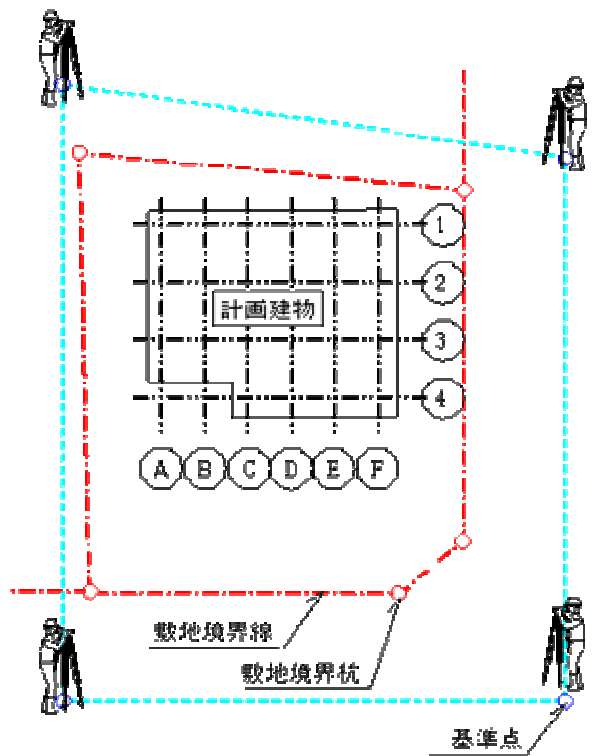


■作業手順

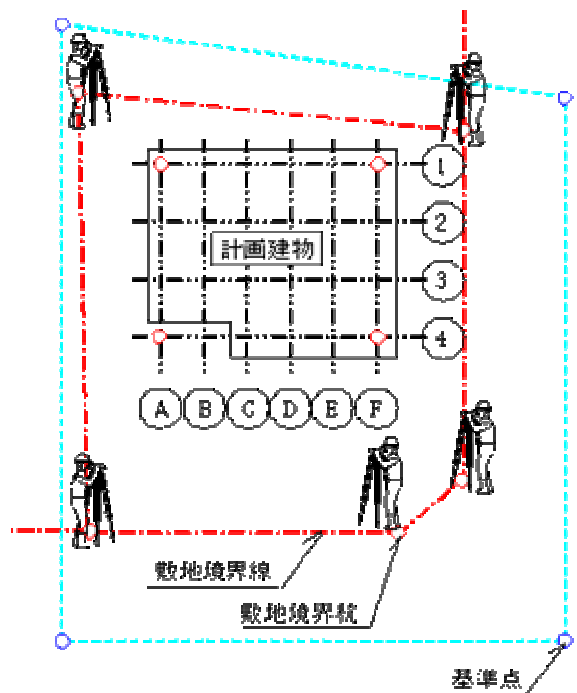
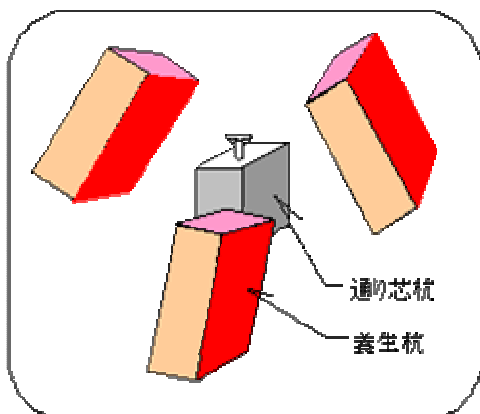
①境界確認

- 1) 境界杭の現状確認
 測量図をもとに、既存境界杭の有無や既存状況を調査する。
 ※境界杭が無い場合は、境界の種類によって関係行政と協議を行う。
- 2) 基準点(結合トラバース)測量
 測量図より基準点の検測を行う。尚、測量図に図示された基準点が無い場合は、現地踏査の上任意に基準点を設置し、結合トラバース測量により基準点を座標化する。
- 3) 敷地境界杭の観測および確認
 基準点より敷地境界杭をトータルステーション(光波)にて観測し、境界杭を座標化する。点間距離や挟角が測量図と相違ないかを確認する。
- 4) 成果の作成
 境界杭が測量図と相違ないことを確認したら、実測平面図を作成し、施主の承認を得る。



②建物通り芯杭の設置

- 1) 敷地境界杭からの離隔寸法を図示した計画平面図のとおり、外郭の建物通り芯杭を、放射トラバース測量により測設する。
 尚、境界杭に器械を据付けることが極めて困難な場合は、基準点より放射トラバース測量により測設する。
- 2) 又、この時点でのポイント杭は、木杭を地面にしっかりと打ち込み、木杭上に精度よく鉄釘にて明示するとともに、動かない様に養生杭で囲む。



③通り芯杭の検測

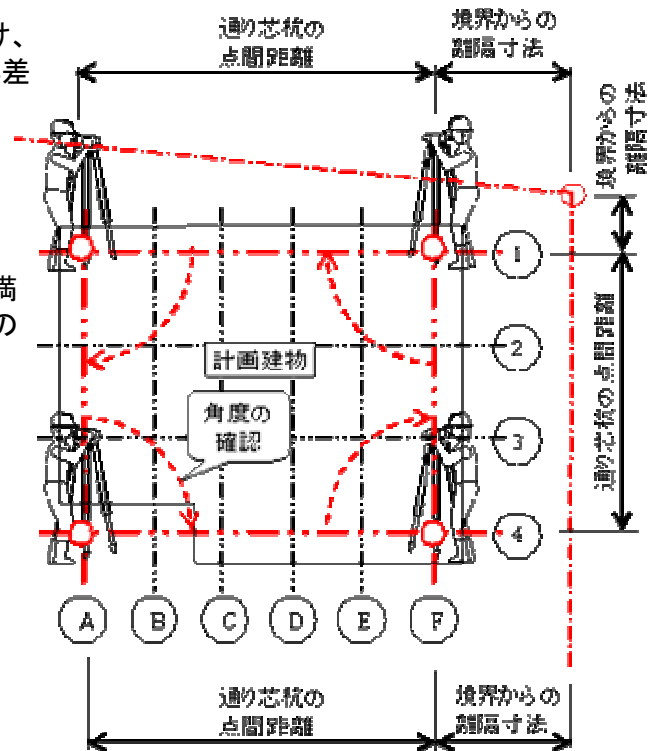
- 1) 測設した外郭の通り芯杭に器械を据え付け、杭間の距離及び挟角の確認をする。許容誤差の範囲は以下の通り。

点間距離 $\pm 2.5\text{mm}$

挟角 : $(\text{点間距離}) \times \tan(\theta - 90^\circ) < 2.5$

《※当社規格》

- 2) 許容範囲外の場合は、境界からの離隔を満たす杭かつ長尺方向の杭を基準として残りの2本を微調整する。



③通り芯逃げ杭の設置

- 1) 測設した外郭の通り芯杭に器械を据え付け、損傷をきたさない場所に逃げ杭を測設する。尚、通り芯杭から等間隔にて、逃げ杭を打設することが望ましい。又、全通り芯の逃げ杭を設置する場合は、外郭の通り芯逃げ杭より設置することが望ましい。

- 2) 成果の作成
逃げ杭の位置および形状を図示し、施工元請へ提出する。

